# スポーツジョイエ





積立日常生活傷害補償保険

#### 2022年10月改定











# SALWA IN TO THE SALVE

3年後の満期時に戻ってきます!

満期返れい金 50,000円



または

満期返れい金 100,000円



\*ただし、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でご契約が終了しますので満期返れい金はお支払いしません。

# 2

# スポーツ中を含め、日常生活におけるケガを24時間補償します!

## ケガも!







スポーツ中はもちろん、交通事故や仕事中のケガなど、日常生活におけるさまざまなケガを国内・国外を問わず補償します。

1週間以上の入院の場合、10万円の入院一時金をお支払いします。

## 用品も!





- ●ゴルフ中やスキー中の道具の 破損など用品の損害を補償 します。
- ●外出中に盗難などの偶然な 事故で、身の回り品(携行品) に損害が生じた場合も補償 します。
- \*用品の補償はすべてのご契約 タイプにセットしています。

## 賠償事故も!

示談交渉 サービス付





- ■漏水で下の階を汚損させてしまった場合や自転車事故など、 日常生活における賠償事故も 補償します。
  - \*賠償事故を補償しないご契約 タイプもございます。



- \*ご契約の際、死亡·後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などの保険金額·保険金の支払条件等を制限させていただくことがあります。
- \*次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。
  - ・被保険者の年齢が保険期間の始期日時点で満15歳未満の場合
- ・保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者の同意(署名)がない場合
- \*被保険者ご本人の年齢が69歳以下のご契約タイプには、自動継続特約(保険契約の自動継続に関する特約)がセットされます。
  - ・保険料のお支払方法は、口座振替のみとなります。
- ・保険期間中に料率改定があった場合、次回自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。
- ・ご契約内容により自動継続でお引受けできない場合があります。



## ●Joy-e傷害保険 スポーツ向けプラン

### タイプ別おすすめプラン









スポーツ好きのすべて の方へオススメする基本 プランです。 山歩きゃスキー等をされる方向けに教援者費用もセットされたプランです。

携行品の補償が手厚く、 ホールインワン補償も ついたゴルフ好きの方に オススメのプランです。 スポーツ向けプランのすべての補償がセットされ、 満期返れい金も10万円\*! 大満足のプランです。

※満69歳以下のプランの場合



## スポーツヘルスサポートが無って使える!

困った時は お電話1本!!

スポーツ・アウトドア・レジャーをより長く、快適に楽しめるように、医療・健康分野の弊社提携専門家による各サービスを無料でご提供し、ご契約者(法人は除きます。)・被保険者およびそのご家族の健康面をサポートします。

#### 3約制

#### 管理栄養士による

#### 栄養相談サービス

運動してるのに なかなかやせられない・ どうしたらいいの?



## 24時間・365日

#### 一般健康・緊急医療相談サービス

夜中に こどもが発熱! どうしたらいいの?



#### 予約制

#### 専門医による

#### 専門医相談サービス

腰痛を改善する方法を 教えて欲しい



診療科目		一般内科	一般外科	小児科	産婦人科
眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	歯科	心療内科	精神科
泌尿器科	消化器内科	消化器外科	循環器内科	心臓外科	整形外科
脳神経外科	呼吸器外科	乳腺外科	甲状腺外科	血液内科	小児神経科
口腔外科	腫瘍内科	腫瘍放射線科	緩和医療	漢方医療	糖尿病内科
頭頸部外科	血管外科	総合内科			!

※本サービスは、弊社提携先を通じてご提供いたします。なお、本サービス内容は予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。

被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事中発生時のものをいいます。

被保険者の続柄およい同居・別居の別は、保険金文払事田発生時のものをいいます。					
補償の種類	被保険者(補償の対象となる方)の範囲				
ケガの補償 携行品損害 救援者費用 ホールインワン・アルバトロス費用	本人(保険証券の本人欄に記載の方となります。)				
賠償責任	①本人 ②配偶者*1 ③本人またはその配偶者の同居の親族*2または別居の未婚*3の子 ④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等(本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。) ⑤本人の親権者の同居の親族*2または別居の未婚*3の子(本人が未成年者である場合)				

保険の条件と保険料例

保険期間 3年

保険料「月払」

被保険者の年齢

満69歳以下

	本人型	基本プラン	山好きプラン	ゴルフ好きプラン	大満足プラン
	ご契約タイ	SA1	SA3	SA5	SA7
	死亡·後遺障害	610万円	697万円	<b>524</b> 万円	718万円
ケガの補僧	入 院 日 額	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円
補償	入院一時金	10万円	10万円	10万円	10万円
	通院日額	1,500円	<b>1,500</b> 円	1,500円	1,500円
	携行品損害(自己負担額:3,000円	10万円	10万円	20万円	20万円
	救援者費用	_	300万円	_	300万円
	ホールインワン・ アルバトロス費用	_	_	30万円	30万円
	題 個 人 賠 責	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	1億円
	責任 保管物賠責 自己負担額:5,000		10万円	10万円	10万円
	満期返れい金	50,000円	50,000円	50,000円	100,000円
	月払保険料	3,200円	3,300円	3,500円	5,100円

保険の条件と保険料例

保険期間 3年

保険料 月払

被保険者の年齢

満70歳以上

	本人型		基本プラン	山好きプラン	ゴルフ好きプラン CDF	大満足プラン
ご契約		ご契約タイプ	SB1	SB3	SB5	SB7
	死亡·後遺障害		209万円	305万円	233万円	329万円
ケガの	入院日額		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
ケガの補償	入院一時金		10万円	10万円	10万円	10万円
	通	院日額	1,500円	<b>1,500</b> 円	<b>1,500</b> 円	1,500円
	携 (自己:	行 品 損 害 負担額:3,000円)	10万円	10万円	20万円	20万円
	救力	援者費用	_	300万円	_	300万円
		·ルインワン・ ·バトロス費用	_	_	30万円	30万円
	賠償	個人賠責	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円	<b>1</b> 億円
	責任	保管物賠責(自己負担額:5,000円)	10万円	10万円	10万円	10万円
	満其	月返れい金	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
	月扫	払 保 険 料	2,700円	2,800円	3,100円	3,200円

- (注1)被保険者の満年齢70歳以上のすべてのご契約タイプに、「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」および「入院保険金支払限度日数変更特約」がセットされます。
- (注2)団体扱・集団扱での契約をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までご照会ください。
- (注3) 賠償責任を補償しないご契約タイプもございます。上記以外のご契約タイプについては、取扱代理店または弊社にご照会ください。

補償の 重複に ついて ご契約にあたっては、賠償責任、携行品損害、救援者費用およびホールインワン・アルバトロス費用の補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

国内外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ\*¹に対して、下記①~⑤の保険金をお支払いします。

#### ①死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、同一保険年度\*2内に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

#### ②後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%~100%\*3をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

#### ③入院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、180日\*4を限度に入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

#### ④手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金として お支払いします。

ア.入院中に受けた手術の場合

手術保険金の額=入院保険金日額×10倍

イ.ア.以外の手術の場合

手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

ただし、1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

#### ⑤通院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)した場合に、30日\*5を限度に、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

#### 保険金をお支払いしない主な場合 ●疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩

- ●疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- ●妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
- ●頸部症候群(いわゆるむちうち症)または 腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳 登はん、スカイダイビング、フリークラ イミング(スポーツクライミング\*6を除 きます。)などの危険な運動中および 航空機操縦中のケガ
- ●オートバイ・自動車競争選手、自転車 競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー 等の危険な職業に従事している間に 生じた事故によって被ったケガ
- ●地震・噴火またはこれらによる津波を 原因とするケガ

など

▲ 保険金は健康保険、労災保険、生命 保険などとは関係なくお支払いしま す。

- ※1日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- ※2初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。
- ※3保険期間の始期日時点の被保険者の年齢が満70歳以上のご契約タイプ(団体扱・集団扱を除きます。)には「後遺障害等級限定(第3級以上)補償特約」がセットされます。この場合には、後遺障害等級の第1級~第3級(死亡・後遺障害保険金額の78%~100%)までの後遺障害が補償の対象となります。
- ※4保険期間の始期日時点の被保険者の年齢が満70歳以上のご契約タイプ(団体扱・集団扱を除きます。)には、「入院保険金支払限度日数変更 特約」がセットされ、30日となります。
- ※5「通院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、90日となることがあります。
- ※6登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

.....

#### 入院一時金支払特約(積立保険用)

入院保険金が支払われる場合で、7日以上入院したときに、10万円をお支払いします。

......

#### 携行品損害補償特約(新価払)

国内外において偶然な事故により携行品(被保険者が住宅外において携行する被保険者所有の身の回り品)に損害が生じた場合に、損害額\*から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額を保険年度ごとに保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、携行品1個、1組または1対につき10万円を限度(現金・乗車券・宿泊券などは5万円を限度)とします。

※損害額は新価額を基準に算出します。ただし、保険の対象が貴金属等の場合、時価額を基準に算出します。

上記【基本補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ内容です。

- ●置き忘れ、紛失
- ●自然の消耗、劣化、変質、虫食いなど による損害
- ●保険の対象である液体の流出
- ●汚れ、キズなど機能に支障がない外観 上の損傷

など

【補償の対象とならない主なもの】 預貯金証書(通帳・キャッシュカード)、クレジットカード、自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ウインドサーフィン、動物、植物、コンタクトレンズ、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、ラジコン模型、眼鏡 など

▲ 盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。

#### 救援者費用等補償特約

国内外において次のア. ~ウ. の事由により契約者、被保険者または被保険者の親族が、遭難した被保険者の捜索等に要した費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- ア.被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
- イ. 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合
- ウ. 被保険者が住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して14日以上入院した場合
- ●疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- ●頸部症候群(いわゆるむちうち症)または 腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、フリークライミング (スポーツクライミング\*を除きます。)などの 危険な運動中および航空機操縦中のケガ

など

※登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

#### 保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

#### ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

国内のゴルフ場\*1において、被保険者がゴルフ競技中\*2にホールインワンまたはアルバトロス\*3を達成 したことにより、お祝いとして次のア.~エ.等の費用を負担した場合に、1回のホールインワンまたはア ルバトロスにつき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- ア.同伴競技者、友人たちに贈呈する記念品購入費用
- イ.祝賀会費用
- ウ. ゴルフ場に対する記念植樹費用
- 工. 同伴キャディに対する祝儀

#### 保険金をお支払いしない主な場合

- ●被保険者が勤務(経営)しているゴル フ場で達成したホールインワン・アルバ トロス
- ●ゴルフの競技または指導を職業として いる方のホールインワン・アルバトロス (ホールインワン・アルバトロス費用に ご加入いただけません。)
- ●他の同伴競技者が1名以上いない場 合(公式競技\*4は他の競技者との同伴 の有無を問いません。)

など

- ※1 国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で9ホール以上を有するものをいいます。
- ※2 ゴルフ場においてほかの競技者1名以上と同伴しパー35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。
- ※3 「ホールインワン」とは各ホールの第1打によってボールが直接カップインすることをいい、「アルバトロス」とはホールインワン以外で各ホールの 基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
- ※4 ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催または後援するゴルフ競技をいいます(プライベートコンペは含みません。)。

#### 個人賠償責任危険補償特約

国内外において被保険者がア.またはイ.の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、争訟費用など を補償します。

#### ア. 個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人 の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合 に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

#### イ. 保管物賠償責任

他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場 合に、自己負担額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額を、1回の事故につき10万円を限 度に保険金をお支払いします。

示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- ・国外で発生した事故の場合
- ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合 など
- ▲ ○損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。 弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。
  - ●事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権者 (被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保 険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

#### ア.イ.共涌

- 被保険者の職務遂行に直接起因する 損害賠償責任
- ●被保険者と同居する親族に対する損 害賠償責任

#### ア. 個人賠償責任

自動車、原動機付自転車、航空機、船 舶および銃器等の所有、使用または管 理に起因する損害賠償責任

#### イ. 保管物賠償責任

- ●偶然な外来の事故に直接起因しない 電気的·機械的事故
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなど による指害

など

【保管物賠償責任の対象とならない 主なもの】

通貨·預貯金証書·貴金属、自動車· 原動機付自転車、動物・植物等の生 物、建物、山岳登はん等の危険なス ポーツを行っている間のその運動の ための用具 など

- \*被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保 険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めることができます。
- \*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いた だくか、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に 記載しておりますのでご契約前に必ずご確認ください。
- \*この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のク -リングオフ制度の説明をご確認ください。
- \*弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」 をご確認ください。
- \*保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を払込期日までにお払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、 払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。
- \*保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(団体扱·集団扱を除きます。)。
- \*ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。
- \*法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。 したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

### 日新火災海上保険株式会社

弊社の連絡先はこちらから\ホームページアドレス https://www.nisshinfire.co.jp/

24時間-365日

スマートフォン等をお持ちでない場合は フリーダイヤル (日新火災テレフォンサービスセンター) 0120-718-268 [受付時間 9:00~18:00(土日祝除く)9:00~17:00(土日祝)]



日新火災事故受付センター 0120-232-233

代理店·党業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

万一事故にあわれたら